

# 令和4年度 第6回差別事象検討小委員会

日 時 令和4年12月19日(月) 午後1時30分～4時00分  
場 所 鳥取県庁議会棟3階 特別会議室

1 開 会

2 挨拶

3 議 事

- (1) デジタルメディアリテラシー啓発サイトについて
- (2) 市町村から報告のあった差別事象について
- (3) その他

4 その他

5 閉 会

# 鳥取県人権尊重の社会づくり協議会 差別事象検討小委員会

## 【委員】

任期：令和3年4月1日から令和5年3月31日まで

氏名	所属・活動等	12/19 出欠
あらます 荒益 まさのぶ 正信	前鳥取県人権教育アドバイザー	出席
いけたに 池谷 ちえ 千恵	鳥取看護大学、鳥取短期大学ヘルスサポートセンター 専任カウンセラー	欠席
きたむら 北村 ひでのり 秀徳	公立鳥取環境大学、鳥取短期大学非常勤講師	出席
なかい 中井 ひろし 浩	鳥取県ケータイ・インターネット教育推進員	欠席
まつだ 松田 ひろあき 博明	大山町人権交流センター所長	出席
やまもと 山本 まさき 真輝	鳥取市民総合法律事務所 弁護士	出席

6名：（50音順）

## 【助言者】

氏名	所属・職名	備考
いまだ 今度 たまみ 珠美	鳥取県デジタル・シティズンシップエドゥケーター	（欠席）

## 【事務局】

氏名	所属・職名	備考
小林 靖尚	人権局 局長	
古田 慎一	人権局 人権・同和対策課長	
石上 伸之	人権局 人権・同和対策課長補佐	
長池 真由美	人権局 人権・同和対策課同和対策担当課長補佐	

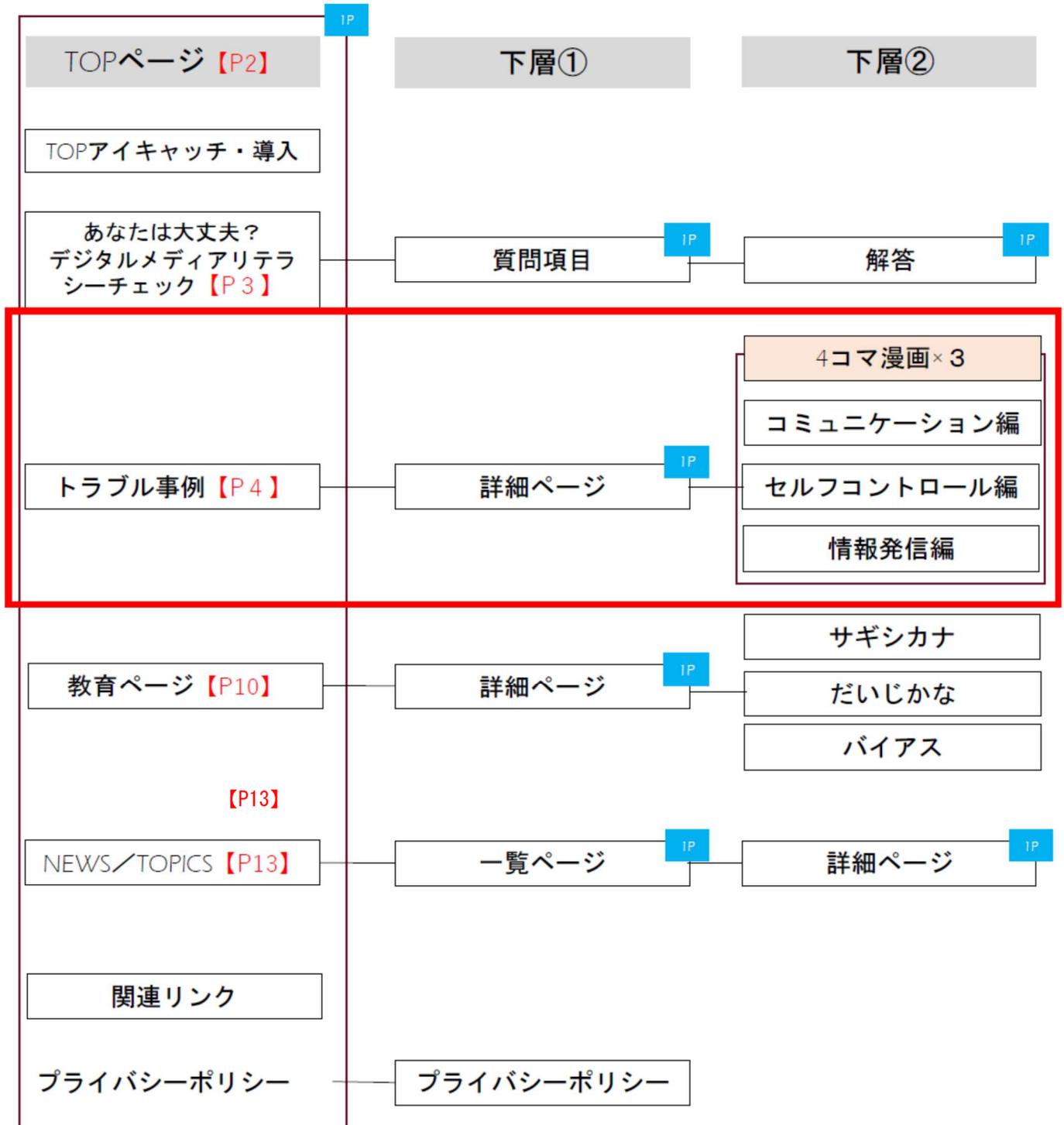
## デジタルメディアリテラシー啓発サイトについて

令和4年12月19日  
人権・同和対策課

近年、インターネットに手軽にアクセスできるスマートフォンやタブレット端末、SNS等のコミュニケーションツールを含めたデジタルツールの利用者が急速に増加しており、誰でも簡単に不特定多数に情報を発信したり、発信された情報を入手することが可能な便利な時代となったが、一方でフェイクニュースやモラルに反した情報、誹謗中傷や差別的な投稿がインターネット上にあふれ、大きな社会問題にもなっている。

県民が誤った情報に惑わされたり、心無い誹謗中傷や差別的な投稿の被害者や加害者にならないよう、デジタルメディア情報を正しく見極め、正しく行動する能力、「デジタルメディアリテラシー」を高めていくための普及啓発を実施する。

※リテラシー：知識・教養・能力を適正に使い、得られる情報を有効に利活用する能力



デジタルメディアリテラシーの夜明け  
～いったんとまれ「批判的(クリティカル)思考(シンキング)」のススメ～



啓発サイト

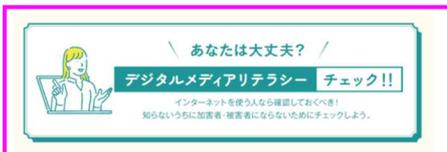
伊吹春香氏のイラストをメインに、シンプルなデザインでサイトを構成。直感的にわかりやすい設計で展開していくサイトとする。

- ①テストで「興味」をひき
- ↓
- ②実際の事例で「関心」を集め
- ↓
- ③方法で「教育」

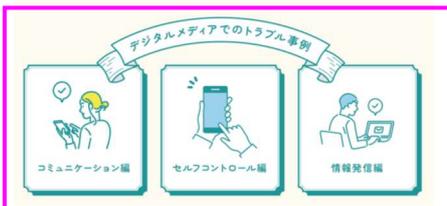
《導入》

スマートフォンやタブレット端末などのデジタルツールの利用者が急速に増加し、子どもたちにとってインターネットは身近なものになりました。1人1台端末時代となった今、これまで以上にデジタルツールをより良く使うためのスキルが求められています。デジタル社会には、情報の利用者や発信者、コミュニケーションする人、クリエイターなどさまざまな人が存在します。インターネットを公共空間ととらえ、マナーを守り、情報発信をする際は人権にも配慮し、内容を慎重に考えることが大事。責任を持ってテクノロジーを使用し、学び、創造し、情報社会に積極的に参加する力を育むために、みなさんのメディアリテラシーを向上させていきましょう。

\*このサイトはデジタルシティズンシップ教育及び人権学習の教材としてご活用ください



興味 【P3】



関心 【P4】



教育 【P10】

## 《興味》

### 現代人に必要なメディアリテラシーとは？

メディアメッセージをしっかりと読み解き、活用し、コミュニケーションするスキルのこと。得られたメディアメッセージの真偽を判断し、目的や状況に応じて、どのメディアを使えばいいのか使い分ける力を身に付け、メディアを使って上手にコミュニケーションする力です。

### なぜメディアリテラシーが大事ななの？

誰でも情報発信ができる現在、その情報が正しいかどうかを一目で判断するのは難しくなりました。不確かな情報に惑わされず、情報を吟味することが大事なのです。オンライン上で良い関係を築くためには、個人の秘密と権利（プライバシー）を守ることも大切です。

### どんなことが問題とされているの？

SNSの普及により、校閲されていない情報が安易に発信されるようになりました。それにより確証のない情報、流言が拡散しやすく訂正も難しくなっています。SNS内では同じ考え、価値観の人とのみ対話、議論しやすいため社会の分断や人権侵害につながることもあります。

### 【あなたのメディアリテラシー大丈夫？】

#### ●第1問

Aさんは、インターネット上で近所に住んでいるモデルのBさんが最近大きく注目を集めていることを知りました。ファンはもっとBさんについて知りたいだろうと思い、ブログでBさんの暮らしなどを紹介しました。Aさんが見たり聞いたりした正しい情報であれば、インターネット上に公開してもいい？

→×

ニセ情報や誤情報はもちろん、たとえ正しくても個人情報など公開すべきでない情報もあります。インターネット上に載せてしまうと、削除してもすべてを取り消すことが難しくなります。拡散されてしまい、誹謗中傷につながってしまうことも。その情報を公開することは他者の権利を侵害しないか、迷惑をかけないか、常に立ち止まり考えることが大切です。

#### ●第2問

政治に興味があるCさんは、情報収集のためにSNSを活用しています。みんなの投稿も参考にしている、参考になるような意見を投稿している人をフォローしてきました。最近、ますます自分の考えは政治的に正しいと感じるようになりました。SNSでは多数派の意見や情報を見極めていけば大丈夫？

→×

自分が見ているのは閲覧履歴によって各個人ごとに集められた情報かもしれません。TwitterやFacebookなどのSNSは、どの人の投稿を頻繁にチェックし、どういった投稿に「いいね」をする傾向があるかを把握しています。その情報に基づいて、その人が好む情報ばかりが表示されているのです。検索エンジンやニュースサイトでも、利用履歴から個人に最適化された情報が表示されます。そのため、自分が見たい情報しか見えなくなり、同じ思想、価値観の人に包まれてしまうフィルターバブル状態になったり、自分の画面（タイムライン）に同じような意見ばかりが返ってくることで自身の考え、捉え方が強化されるエコーチェンバー状態になったりすることがあります。

#### ●第3問

イラストレーターをめざすDさんは、インターネットの検索サイトに「イラストレーター 専門学校」と打ち込んで、学校を探しました。検索していちばん上に表示されたZ学校はいちばん人気があると思い、入学を決めました。検索サイトで上位にある検索結果は価値があり、信頼できる？

→×

検索結果の上位に表示される結果ほど信頼できるというわけではありません。GoogleやYahoo!などの検索エンジンが表示するページの順番は、これまでの検索履歴などから検索エンジンの独自のルールによって、人によっても違うのです。ただ単に、その人がよく検索するエリアの学校を表示しただけかもしれません。表示された情報は意図的に操作されていることを理解し、検索結果上位の情報だけで判断せずに、遠ざけられた情報にも意図的にアクセスするよう心がけましょう。

## ●第4問

Eさんはインターネットのニュースで「物価高 昨年比2倍の予想」という見出しを見て、自分たちの生活にも関わる問題だと思い、SNSに見出しをそのまま投稿して、コメントを書きました。情報源は大手新聞社で、社会的に信用されている企業なので大丈夫？

→×

見出しだけでは、見た人に間違った解釈を与えてしまう可能性があります。見出しはニュースの内容を端的に、魅力的に伝えるもの。文字数が短く限られているため、ときに誇張された表現になることもあります。記事をさいごまで読んでから判断することが大切です。また、事実や調査結果の一部を切り取って伝えたい結果に寄せたり、導きたい解釈に沿った専門家を選任しコメントを載せたりすることもあります。フェイクニュースは社会を分断し戦争を引き起こすこともあります。広告、CMには誇張表現が含まれます。誇張表現は、商品の特徴を分かりやすく伝える利点がありますが、商品以上の期待をもたせてしまう可能性もあります。広告、CMは事実だけを伝えているわけではないことを意識しましょう。

●大学生のFさんは、初めての選挙に行くことになりました。候補者のG氏とH氏は対立していて、FさんはG氏の政策のほうが自分の考えに合っているような気がしましたが自信が持てませんでした。そこで大学のサークルの友達に誰に投票するか聞いたところ、ほとんどの人がH氏を支持していたので、H氏に投票することにしました。これでよかったのでしょうか。

→×

これは「集団同調性バイアス」によるもので、「みんなが支持しているH氏だから大丈夫」と、まわりの友達に合わせて、自分の判断に偏りをもたらずバイアスが働いています。自分の判断に自信がもてないときや少数派になることを恐れる心理が背景にあり、周囲と同じ行動をとれば安全と考えてしまうのです。また、自分の信念に合うような情報ばかりを無意識に集め、そうでない情報を軽視してしまう「確証バイアス」などもあります。バイアスの存在を知り、第三者の意見を取り入れたりすることで、的確な判断をすることが必要です。

## 《関心》

トラブル事例を3つ4コマ漫画で掲載

→コミュニケーション編、セルフコントロール編、情報発信編

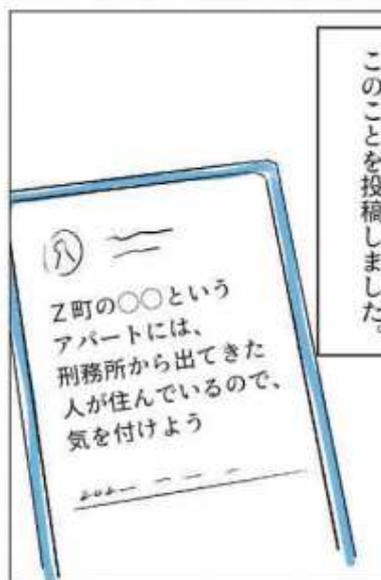
### (1) コミュニケーション編

- ・正しい情報であっても、誰かを傷つける可能性はないか、立ち止まって考えることが必要である。個人が外部に向かって思想、意見、感情を表明する権利はあるが、その権利は個人の人権が尊重されて初めて保障されることを知る。

ア マンガの事例

1	Aさんは刑期を終えて出所した。自分の犯した過ちを深く反省し、更生を誓っている。AさんはZ町にアパートを借りた。
2	Bさんは、Aさんが刑を終えて出所した人だという情報を知り、安全のために友人に伝えなければならないと思い、SNS上に「Z町の〇〇というアパートには、刑務所から出てきた人が住んでいるので、気を付けよう」と投稿をした。
3	Bさんの投稿は友人だけではなく、拡散されてしまった。
4	Bさんは個人のプライバシー侵害などの民事上の賠償責任を追及された。

事例 1



民事上の賠償責任を追及されてしまいました。



その結果、Bさんは個人のプライバシーなどを侵害したとして、

## イ ポイント

### <デジタル・シティズンシップ教育の推進>

トラブルに発展した場合、デジタルシティズン（デジタル社会の善き市民）となるための資質を活用した思考ルーチンを活用しよう。

#### 【善きデジタル市民となるための育成すべき5つの資質】

- オンラインで立ち止まり自分の行動を省みることができる。
- 他の人の気持ちを考え、市民としての責任を考えることができる。
- 情報の出どころや内容をよく確かめ、正しい情報かどうかを確かめることができる。
- 自分や他の人への責任や影響を考えて、とるべき行動を考えることができる。
- オンラインでとるべき行動を決定し、必要な時は助けを求めることができる。

※上記の資質を発達させるための思考ルーチン

- ①「感情を確認」（悲しい、不安、怖い、心配または不安感がありますか。）
- ②「原因を特定」（その感情につながった原因は何ですか。それは、あなたや他の誰かが言ったことや行ったことですか）
- ③「対応を検討」（どのような行動の選択肢が実行可能ですか。その選択肢を実行した際の良い点と欠点は何ですか。）
- ④「行動の準備」（前向きな方法で行動し、対処するための準備を考えましょう）

【出典】デジタル・シティズンシップ プラス（著者：坂本旬氏、今度珠美氏ほか6名）. 大月書店, 2022, P45

#### 【Bさんの立場から考えてみる】

##### ○今回のケースに係る思考ルーチン

1. なぜ投稿してしまったのか。 2. どのような行動をとるべきだったか。 3. とるべき行動がとれなかったのはなぜか。 4. とれなかった理由はどのように乗り越えることができるか。	⇒インターネット上は公共空間なので、責任のある行動が求められる。時には民事上の責任を問われる恐れもある。例え単なる事実を悪意なく投稿したものであったとしても拡散されてトラブルに発展する可能性があり、発信してはならない情報もある。個人のプライベートな情報を公開してはいけない。
5. 周りで見ている人がすべきことを検討する。	⇒周りで見ている傍観者ができることを考え行動することで状況を変えられることを知る。

※デマやフェイクニュースを拡散することはもちろんいけないことだが、正しい情報だからといって不当な差別、偏見、その他不利益が生じるような情報ではないか、立ち止まって考えることが必要である。

## (2) セルフコントロール編

・オンライン上では、その場の感情や雰囲気によって流されて行動すると、取り返しのつかない事態に発展することがあるので立ち止まって考えて相談してみることも大切。

### ア マンガの事例

1	大学に合格したAさん、Bさんは、いち早く人とつながりたいと思い、その大学の合格者の非公開 SNS グループに参加。グループ内で、ある合格者が性的マイノリティを嫌うような差別的な言葉を投稿した。
2	Aさんは、はじめはその投稿を見たときに不快に思ったが「大学で新しい友達を作りたい」という気持ちから、差別的な投稿に「同感」を返信。
3	一方、Bさんは差別的な内容と認識し、「差別的な投稿は許されるものではない、投稿するべきではない」と SNS グループ内の友達に声をかけた。
4	数週間後、大学の審査チームが、この SNS グループ内の差別的な投稿に関する通報を受けたため、入学取り消しの調査をすることとなり、Aさんをはじめ「同感」と返信した者にもヒアリングが行われることとなった。

(出所) 著者：坂本旬氏、今度珠美氏ほか6名. デジタル・シティズンシップ プラス. 大月書店, 2022, P114-120 の内容を編集



## イ ポイント

### <バイアスミナオスの活用>

Aさんは「大学で新しい友達を作りたい」という気持ちから、「集団同調性バイアス」に陥った。このバイアスの特徴は、自分の判断に自信が持てないときや少数派になることを恐れる心理が背景にあり、周囲と同じ行動をとることが安全と考えてしまうところにある。

- ・Aさんの立場から オンライン上では、行動する際には、自分の行動、発信が誰かを傷つけることはないか、公共への発信にふさわしい内容か、立ち止まって考え、行動することが大切である。(①立ち止まる、②考える、③相談する、という3つのステップを確認。) 困ったときは、相談するのも一つの方法(相談窓口のリンク)
- ・Bさんの立場から アップstanダー(※)としてふるまうことができた。  
※誰かを支えて立ち向かおうとする人

※性的マイノリティの人権についても発信(県HPリンク)

### (3) 情報発信編

・人権などへの社会的配慮の足りない情報発信は他人の人権侵害などを引き起こすことがある。

#### ア マンガの事例

1	Aさんは、とある会社の社長をしており、海外によく出かけて海外での写真を頻繁にSNSに投稿している。
2	Aさんの親が体調を崩し、Aさんは実家に長期間滞在していた。
3	Bさんは、長らくAさんの姿を見かけず、AさんのSNSへの投稿がされなくなったことから「Aさんは海外で新型コロナウイルスに感染したに違いない」と思い、SNS上に「〇〇会社のA社長は新型コロナウイルスに感染したのではないか」と投稿をした。
4	この投稿が拡散し、Aさんの経営する会社への問い合わせや、会社のホームページやSNSへの誹謗中傷の書き込みが増え、業務に支障をきたすようになった。

事例3



## イ ポイント

### <バイアスミナオスの活用>

Bさんは、社長のAさんはよく海外に行っているという思い込みがあり、長らく見かけないことで、この思い込みが確信に変わり、海外に出かけているのに写真をSNSに投稿しないことから、A社長は海外で新型コロナウイルスに感染したとSNSに投稿してしまった。

Bさんは「確証バイアス」に陥っており、このバイアスの特徴は、自分の中に元々ある特定の物事や人への思い込みを確信に変えるところにある。

- ・Bさんの立場から 誰もが思い込み・偏見があることを踏まえた上で、**自分の**思い込みで情報を判断していないか、**その**思い込みに根拠があるかを情報の発信前に立ち止まって考えることが必要。
- ・拡散した人の立場から 真偽の分からない情報は拡散してはいけないし、例え本当の情報であったとしても個人にプライバシーを侵害するような投稿に繋がらないか立ち止まって考えることが必要。

⇒元々ある思い込みについて立ちどまって考え、勝手な思い込みを取り除くためには、**日頃から人権等**について関心を持ち学ぶことが大切。

⇒真偽の分からない情報は第三者の意見を取り入れて、ファクトチェック（真偽を確かめる）を行う。

#### ※情報に向き合う5つの視点(質問)

情報を扱う場合に思い出してもらえよう工夫・啓発が必要

- ①このメッセージは誰が作成したのですか。
- ②私たちの注意を引くためには、どのようなテクニックが使われていますか。
- ③人々はこのメッセージをどのように解釈するのでしょうか。
- ④どのようなライフスタイル、価値観、視点が表現されていますか。あるいは欠けていますか。
- ⑤このメッセージはなぜ送られてくるのですか。

※人権と民主主義のための情報社会を構築する善き市民となるために、日頃から人権等について関心を持ち学ぶ。

※「感染を責めることは誰にもできない」というメッセージや「感染症等病気にかかわる人の人権」について発信（県 HP リンク）

## 《教育》

いったんとまれ「批判的思考」

### 【1】デジタルメディアリテラシーについて知ろう！

デジタルメディアリテラシーとは、「デジタルリテラシー（※1）」と「メディアリテラシー（※2）」を統合したものです。メディアメッセージはすべて構成されたものといえます。こうしたメッセージを読み解くには、批判的に考える力を育むことが大切です。批判的に考えるとは、非難することではありません。健全な懐疑心を持って論理的に考えること。端末やネット、メディア等を自身や社会のために活用できる善き使い手となるために、批判的に考え、責任をもってテクノロジーを使用して、学習、創造、参加する「デジタル・シティズンシップ（※3）」に基づいた行動について学んでいきましょう。

デジタルシティズンとは、デジタル技術を用いて市民社会に参加しようとする人のことをいいます。デジタル・シティズンシップ教育は、ルールよりもスキルを重視し、オンラインで何をすべきか具体的なデジタルスキルを育成する教育です。自分で考えて身を守る力を養っていきます。たとえば、ネットいじめ問題では、「立ち上がって行動する方法」を学びます。他者のために行動するアップスタンダー（※4）を育て、子どもとたち自身がいじめを解決できる力を育成するのです。また、「ネット依存」の問題については、メディアバランス（※5）を保つためのスキルを育成します。家庭では「YouTubeばかりみている」、「ゲームばかりしている」、「利用をコントロールできない」といった声が多く、スマホやタブレット端末などの視聴時間の長さが問題視されがちですが、この問題は家庭内の人間関係や社会的背景の問題であることの方が多いという見方もあります。端末利用の制限を設けず、デジタル習慣をチェックすることで個人的な目標を把握し、その目標にあった使い方をしていくことが大切なのです。

それぞれが最適な学びを展開するための手段として、また社会への参加と課題解決に取り組むための手段として、デジタルメディアリテラシーは不可欠なものとなりました。これから紹介するチェック項目を参考に、信頼できる情報の見つけ方を学び、ネットいじめや不快な出会いに立ち向かう方法を理解していきましょう。

### 《デジタル・シティズンシップ教育》

オンラインで行動するとき、「立ち止まる」ための手順と方法を学びます。インターネット上ではどれもが十分に考えることなく行動しがちです。行動するときは、「立ち止まる」「（どうすればいいか）考える」「（困ったときは）相談する」という3つの手順を確認しましょう。

### 《善きデジタル市民となるための5つの資質》

デジタル・シティズンシップ教育の土台ともなる、日常的に身に付けるべき5つの心構え。

- 1、落ち着いて、自分を振り返ること。直感的に反応するのではなく、立ち止まって考える。
- 2、好奇心と共感。自分の価値観だけでなく、他社の価値観に対しても心を開く。
- 3、事実を追求し、証拠を評価する。オンラインのニセ情報や誤情報への対応。
- 4、自分の行動について、常に選択肢と影響を考える。
- 5、前向きで生産的な行動をとり、責任を負う。必要な時は助けを求める。

※上記の資質を発達させるための思考ルーチン

- ①今の感情を確認（悲しい、不安、怖い、心配または不快感がありますか。）
- ②原因を特定（その感情につながった原因は何ですか。それは、あなたや他の誰かが言ったことやしたことですか。）
- ③考えられる対応を検討（どのような行動の選択肢が実行可能ですか。その選択肢を実行した際の良い点と欠点は何ですか。）
- ④行動の準備（前向きな方法で行動し、対処するための準備を考えましょう。）

---

（数字で見る）

- ・ 端末普及率等（総務省）
- ・ 子どものスクリーンタイムの変化（厚労省）
- ・ 日本におけるフェイクニュースの実態（総務省）

## 【2】情報の見極め方を知ろう！

ニュースなどを見ていて怪しい情報に接したとき、虚偽のニュースかどうか、あなたはすぐに判断できますか？ 情報の真偽を見極めるためには、日常的に考える練習をしていくことが効果的です。実際に流れている情報や真偽不明の情報を受け取った際は、一度立ち止まって、自分やまわり

の環境を冷静に捉えて行動することが求められます。

虚偽の情報でつくられた「フェイクニュース」については、ネット上にも多く発信、拡散されています。うそは事実よりも早く広まるもの。フェイクニュースの方が目新しく、怒りの感情を原動力として拡散するという研究結果もあります。友人の情報は信頼できるという心理が働くことも。以下のチェックリストを活用して、身近な情報について考えてみましょう。

### 《そうかな》

学校や家、職場などで「今みんなの関心を集めている情報」について話し合うことで、情報をうのみにせず、批判的に考える習慣が身につきます。もし予備知識のない情報に出会った場合は、「そうかな」チェックを活用してみましょう。

ソ：即断しない（いったん止める習慣づけ）

ウ：うのみにしない（意見印象を峻別する力）

カ：偏らない（ほかの見方、考え方もあり得ると思いつく力）

ナ：中だけ見ない（スポットライトの外側に隠れているかもしれない情報を想像し見出す力）

### 《だいじかな》

情報の真偽について見極めるには、以下の「だいじかな」リストを活用しましょう。

だ：誰？ この情報は誰が発信したか？ 情報源を検討しよう。

い：いつ？ いつ発信されたのか？ 最新の情報が確認しよう。

じ：事実？ 情報は事実か？ 参照できる他の情報はるか？

か：関係？ 自分とどのように関係するか？

な：なぜ？ 情報発信の目的は？

真偽のわからない情報に対して、第三者の意見を入れて、社会に広がっている情報・ニュースが事実に基づいているか確認する「ファクトチェック（※3）」にも注目が集まっています。

さらに、フェイクニュースを見極めるためには下記の8つポイントを参考に見てみてください。

- ① 情報源を検討しよう
- ② さらにもっと読もう
- ③ 情報源は裏付けられている？
- ④ ほかも納得している？
- ⑤ これってジョークかも？
- ⑥ 自分自身の先入観をチェックしよう
- ⑦ 専門家に聞いてみよう
- ⑧ 拡散する前によく見よう

### 【3】「当たり前」を見直してみよう！

私たちはだれもが様々な思い込みや偏見を持っています。「バイアス」は、人の思考や判断に偏りやゆがみをもたらす誰もが持つ心の仕組みです。こうしたバイアスの存在を知らずにいると、無意識のうちに他者を傷つけてしまったり、人格や存在そのものを軽んじたりするような言動になり、偏見や差別など人権侵害につながることもあります。

ここではどんなバイアスがあるのかを知り、客観的・論理的に、情報に向き合うための視点を学びます。

#### ○集団同調性バイアスとは

周囲と同じ行動をとれば安全と考えること。自分の判断に自信がもてないときや少数派になることを恐れる心理が背景にあります。「みんなと一緒にだから大丈夫」「多くの人がそう考えたり、行動したりするのであれば、それが正しいのだろう」といった考えから、周囲に合わせてしま

い、自分の考えとは反する行動をとってしまうことがあります。責任をもって自ら考え、行動することが大切です。

## ○確認バイアスとは

その人がすでに持っている考え（信念）に合うような情報ばかりを無意識に集め、そうでない情報は、軽視・無視してしまうこと。すでに持っている先入観や仮説を肯定するため、もともとある思い込みを強めてしまう傾向があります。間違いは間違いと認め、第三者の意見を取り入れることで、的確な判断をすることができます。

その他のバイアスについて

- ・アンカリング…最初に提示されたものの特徴や価値、数値によって、後に提示されたものの判断が歪められる傾向のこと
- ・正常性バイアス…人が予期しない事態に出くわした際、「ありえない」という先入観が働く心のメカニズムのこと
- ・配置バイアス…ネットニュースなどで記事の冒頭部分が重要だと思ってしまう
- ・単純接触効果…見慣れているものに好感を抱く
- ・ハロー効果…外見、肩書、学歴など、わかりやすい目立つ特徴から評価してしまうこと
- ・黒い羊効果…集団の中で馴染めないひとを認めず、排除しようとする集団心理
- ・根本的な帰属の誤り…他者がとった行動の原因をその人の性格や意思、態度のせいにしてしまうこと
- ・ステレオタイプ…その人の社会的属性をもとに判断してしまうこと
- ・生存バイアス…淘汰された存在のことは考えず、生き残った存在ばかりに注目して判断してしまうこと
- ・バイアスの盲点…自分は偏見が少ないと思いつつも傾向

「バイアス、ミナオス？（鳥取県人権文化センター）」より

<https://tottori-jinken.org/?p=5705>

## 《サギシカナ》

情報に向き合う5つの視点として、以下のチェックリストも活用してみましょう。

- サ：作者      メッセージの作者は誰？
- ギ：技法      どんな表現技法が使われているか？
- シ：視聴者    ほかの視聴者はどう解釈しているか？
- カ：価値観    どんな価値観が表現・排除されているか？
- ナ：なぜ      なぜこのメッセージは送られたのか？

## (用語集)

### ※1

デジタルリテラシー：情報を見つけ、評価、作成、伝達するために情報通信技術を利用する能力。認知的スキルと技術的スキルの両方を必要とする。

### ※2

メディアリテラシー：あらゆるコミュニケーション手段を用いて、アクセス、分析、評価、創造、行動する能力。

### ※3

デジタル・シティズンシップ：情報を効果的に見つけ、アクセス、利用、作成し、他のユーザーとともに積極的、批判的（吟味）、センシティブかつ理論的な方法でコンテンツとかわり、自分の権利を意識しながら、安全かつ責任をもってオンラインやICT環境をナビゲートする能力。

生徒は相互につながったデジタル世界における生活、学習、仕事の権利と責任、機会を理解し、

安全で合法的倫理的な方法で行動し、規範となる（国際教育工学会の定義）。

※4

アップstanダー：ネットいじめの問題において、誰かを支えて立ち向かおうとする人。いじめられている友人を助けるだけでなく、その子に共感し、メッセージを送って話を聞くだけでも、つらい思いをするのを助けることができる。欧米では、新しいいじめ防止教育として、近年アップstanダー教育が広がりつつある。

※5

メディアバランス：メディアの特性や仕組みを考えて、バランスよく使うことを目的に、個人的な目標を把握し、デジタル端末の時間などを制限せず、利用の仕方が目標に合致するかで判断すること。

※6

ファクトチェック：真偽検証。社会に広がっている情報・ニュースや言説が事実に基づいているかどうかを調べ、そのプロセスを記事化して、正確な情報を人々と共有する営み。  
(<https://fij.info/introduction>)

※7

フィルターバブル：インターネット上で自分の見たいものしかみえなくなること。検索エンジンやSNSの利用履歴を用いたアルゴリズムによって、個別の利用者向けに最適化された情報となり、その人が好まないと思われる情報に接する機会が失われる状況にあることを示す造語。自分に似た意見や感情を持った人が目につきやすくなるため、目にしている情報は偏っている可能性があると考えられる。意図的に自分の考えとは違う情報も収集してみることが求められる。

※8

エコーチェンバー：SNSにおいて、価値観の似た者同士で交流し、共感し合うことにより、特定の意見や思想が増幅されて影響力をもつ現象。攻撃的な意見や誤情報などが広まる一因ともみられている。

GIGA スクール構想：文部科学省が発表した計画で、小中学生がICT（情報通信技術）を使いこなせるように教育環境を整えることを目的に、1人1台端末配布などを盛り込んだもの。子どもたちが可能性を広げるためのスキルや知識が学べ、公共の作法を学べるというメリットがある。

## (リンク)

ICTメディアリテラシーの育成（総務省）

[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/kyouiku\\_joho-ka/media\\_literacy.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/kyouiku_joho-ka/media_literacy.html)

上手にネットと付き合おう！（総務省）

[https://www.soumu.go.jp/use\\_the\\_internet\\_wisely/special/](https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/special/)

インターネットトラブル事例集（総務省）

[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/kyouiku\\_joho-ka/jireishu.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/kyouiku_joho-ka/jireishu.html)

日本ファクトチェックセンター

<https://factcheckcenter.jp/>

## デジタルメディアリテラシー啓発サイトに掲載する事例（案）について

令和4年11月7日  
人権・同和対策課

### 1 概要

インターネットの普及により今後ますますデジタル社会の進展が予想される中、インターネット上では、情報の利用者、コミュニケーションをする人、情報発信者、クリエイターそれぞれの「境界」が曖昧になっている。インターネットは公共空間であるため、公共における作法、ふるまい、影響を意識しつつ、情報の扱いに関して人権に配慮することが必要であり、独りよがりや自己満足にならないために批判的に考え、責任をもってテクノロジーを使用して、学習、創造、参加する「デジタル・シティズンシップ」に基づき行動していくことが求められている。また、多くの人に興味を持っていただけるようイラストレーターに3事例についてマンガを作成いただく。

### 2 事例（案）

#### (1) コミュニケーション編

- ・正しい情報であっても、誰かを傷つける可能性はないか、立ち止まって考えることが必要である。個人が外部に向かって思想、意見、感情を表明する権利はあるが、その権利は個人の人権が尊重されて初めて保障されることを知る。

#### ア マンガの事例

1	Aさんは刑期を終えて出所した。自分の犯した過ちを深く反省し、更生を誓っている。AさんはZ町にアパートを借りた。
2	Bさんは、Aさんが刑を終えて出所した人だという情報を知り、安全のために友人に伝えなければならないと思い、SNS上に「Z町の〇〇というアパートには、刑務所から出てきた人が住んでいるので、気を付けよう」と投稿をした。
3	Bさんの投稿は友人だけではなく、拡散されてしまった。
4	Bさんは個人のパライバシー侵害などの民事上の賠償責任を追及された。

#### イ ポイント

##### <デジタル・シティズンシップ教育の推進>

トラブルに発展した場合、デジタルシティズン（デジタル社会の善き市民）となるための資質を活用した思考ルーチンを活用しよう。

##### 【善きデジタル市民となるための育成すべき5つの資質】

- オンラインで立ち止まり自分の行動を省みることができる。
- 他の人の気持ちを考え、市民としての責任を考慮することができる。
- 情報の出どころや内容をよく確かめ、正しい情報かどうかを確かめることができる。
- 自分や他の人への責任や影響を考えて、とるべき行動を考えることができる。
- オンラインでとるべき行動を決定し、必要な時は助けを求めることができる。

※上記の資質を発達させるための思考ルーチン

- ①「感情を確認」（悲しい、不安、怖い、心配または不安感がありますか。）
- ②「原因を特定」（その感情につながった原因は何ですか。それは、あなたや他の誰かが言ったことや行ったことですか）
- ③「対応を検討」（どのような行動の選択肢が実行可能ですか。その選択肢を実行した際の良い点と欠点は何ですか。）
- ④「行動の準備」（前向きな方法で行動し、対処するための準備を考えましょう）

【Bさんの立場から考えてみる】

○今回のケースに係る思考ルーチン

1. なぜ投稿してしまったのか。 2. どのような行動をとるべきだったか。 3. とるべき行動がとれなかったのはなぜか。 4. とれなかった理由はどのように乗り越えることができるか。	⇒インターネット上は公共空間なので、責任のある行動が求められる。時には民事上の責任を問われる恐れもある。例え単なる事実を悪意なく投稿したものであったとしても拡散されてトラブルに発展する可能性があり、発信してはならない情報もある。個人のプライベートな情報を公開してはいけない。
5. 周りで見ている人がすべきことを検討する。	⇒周りで見ている傍観者ができることを考え行動することで状況を変えられることを知る。

※デマやフェイクニュースを拡散することはもちろんいけないことだが、正しい情報だからといって「不当な差別、偏見、その他不利益が生じるような情報を発信してはいけないこと」を発信。(カミングアウトとアウティングの違いを紹介)

## (2) セルフコントロール編

- ・オンライン上では、その場の感情や雰囲気によって流されて行動すると、取り返しのつかない事態に発展することがあるので立ち止まって考えて相談してみることも大切。

### ア マンガの事例

1	大学に合格したAさん、Bさんは、いち早く人とつながりたいと思い、その大学の非公開 SNS グループに参加。グループ内で、ある生徒が性的マイノリティを嫌うような差別的な言葉を投稿した。
2	Aさんは、その投稿を見た時に「大学で新しい友達を作りたい」という気持ちから、「同感」を返信しようとしたが、差別的な投稿に対する自分の気持ちを確認して思いとどまった。
3	その後、Aさんは同じクラスのBさんに自分の意見を伝えたところ、Bさんもそのように感じており、Bさんは「差別的な投稿は許されるものではない、行ってはならない」と返信した。
4	数週間後、大学の審査チームが、この SNS グループ内の差別的な投稿に関する通報を受けたため、調査することとなった。
5	大学側は、差別的な発言をした生徒の入学を取り消すという判断を下し、「同感」を返信していた生徒にも同様の処分を行った。

(出所) 著者：坂本旬氏、今度珠美氏ほか6名。デジタル・シティズンシップ プラス、大月書店、2022、P114-120の内容を編集

### イ ポイント

#### <バイアスミナオスの活用>

Aさんは「大学で新しい友達を作りたい」という気持ちから、「集団同調性バイアス」に陥りかけていた。このバイアスの特徴は、自分の判断に自信が持てないときや少数派になることを恐れる心理が背景にあり、周囲と同じ行動をとることが安全と考えてしまうところにある。

- ・Aさんの立場から 「新しい友達を作りたい」という気持ちから、「集団的同調性バイアス」に陥ったが、立ち止まることができた。そして、自分で考え相談するという行動をとることでトラブルを回避することができた。
- ・Bさんの立場から アップスタンダー (※) としてふるまうことができた。

※何かが間違っていると認識したときに、声をあげたり行動したりする人

⇒オンライン上では、行動する際には、立ち止まって考え、行動することが大切である。

(道路を渡るときのように、①立ち止まる、②考える、③相談する、という3つのステップを確認。)

⇒困ったときは、相談するのも一つの方法 (相談窓口のリンク)

※性的マイノリティの人権についても発信 (県 HP リンク)

### (3) 情報発信編

- ・人権などへの社会的配慮の足りない情報発信は他人の人権侵害などを引き起こすことがある。

#### ア マンガの事例

1	Aさんは、とある会社の社長をしており、海外によく出かけている。
2	Aさんの親が体調を崩し、Aさんは実家に長期間滞在していた。
3	Bさんは、長らくAさんの姿を見かけなかったことから「Aさんは海外に出かけることが多いので、コロナに感染したに違いない」と思い、SNS上に「〇〇会社のA社長はコロナに感染したのではないか」と投稿をした。
4	この投稿が拡散し、Aさんの経営する会社の配達事業は次々に契約を解除されてしまった。

#### イ ポイント

##### <バイアスミナオスの活用>

Bさんは、社長のAさんはよく海外に行っているという思い込みがあり、長らく見かけないことで、この思い込みが確信に変わり、SNSに投稿してしまった。

Bさんは「確証バイアス」に陥っており、このバイアスの特徴は、自分の中に元々ある特定の物事や人への思い込みを確信に変えるところにある。

- ・Bさんの立場から 思い込みの投稿から迷惑をかけてしまうこともあるので、情報の発信前には注意が必要
- ・拡散した人の立場から 真偽の分からない情報は拡散してはいけないし、例え本当の情報であったとしても個人にプライバシーを侵害するような投稿の場合も拡散してはいけない。

⇒元々ある思い込みについて立ちどまって考え、勝手な思い込みを取り除く。

⇒真偽の分からない情報は第三者の意見を取り入れて、ファクトチェックを行う。

##### ※情報に向き合う5つの視点(質問)

情報を扱う場合に思い出してもらえるような工夫・啓発が必要

- ①このメッセージは誰が作成したのですか。
- ②私たちの注意を引くためには、どのようなテクニックが使われていますか。
- ③人々はこのメッセージをどのように解釈するのでしょうか。
- ④どのようなライフスタイル、価値観、視点が表現されていますか。あるいは欠けていますか。
- ⑤このメッセージはなぜ送られてくるのですか。

※人権と民主主義のための情報社会を構築する善き市民となるために、日頃から人権等について関心を持ち学ぶ。

※「感染を責めることは誰にもできない」というメッセージや「感染症等病気にかかわる人の人権」について発信 (県 HP リンク)

## 報告の概要(令和4年4月～令和4年11月報告分)

## 1 琴浦町内での事業所での差別発言

報告日時	9月28日(水)に行われた琴浦町の解放文化祭実行委員会の会議中に実行委員の1人から「今も差別は残っている」ということで話があり、明らかになった。
発生場所	琴浦町内での事業所
内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・解放文化祭実行委員・・・Bさんの姉</li> <li>・差別を受けた者・・・Bさん</li> <li>・差別発言をした者・・・Aさん</li> </ul> <p>琴浦町内のある事業所で働いているBさんは、一緒に働いているAさんから作業に必要なテープを1日に数回借りていた。いつもはAさんの許可を得て借りていたが、ある日、Aさんが席を外していたので、いつも借りているし大丈夫だろうと思い許可を得ずにテープを使用したところ、離れたところでそれを見ていたAさんが席に戻ってくるなりBさんに対して「泥棒猫」と数回発言した。翌日、Aさんは、事業所内で、Bさんについて、「お父さん(夫)がBさんのことを〇〇(被差別部落地名)の人だけと言っていた。」と話していた。</p> <p>この発言を聞いていたBさんは、姉にこのことを相談し、姉と一緒にAさん、Bさんが働いている事業所の事務員と上司に相談したが事業所は何も対策を取らなかった。</p>
対応概要	<p>10月28日～11月14日にかけて、人権・同和教育課長、職員2名、人権教育推進員により、差別発言をしたAさん、差別を受けたBさん、Bさんの姉、事業所の責任者に事実確認のための聴き取りを行った。</p> <p>&lt;確認できた事実&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・AさんとBさんの間で交わされた会話、Aさんの事業所内での差別発言が概ね事実であること。</li> <li>・事業所が何の対応もしなかったことが事実であること。</li> </ul> <p>&lt;事実確認後の対応&gt;</p> <p>(1) Aさんに対する教育及び啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・Aさんは認知症の症状がみられるため、追求するような態度はとらないよう配慮した。</li> <li>・Aさんの持つ誤った認識に対して、特定の部落名を挙げて誹謗中傷することは、被差別部落の人たちに対する偏見であるので、どんな人であろうと同じ琴浦町の町民として、安心して働いたり、地域で生活できるようにしていくことが大切であると説明した。</li> </ul> <p>(2) 事業所に対する教育及び啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・誰でも働きやすい職場づくりの環境を整えるための対策を行うよう指導。(具体的な取組)</li> <li>・事業所の放送設備を活用して、朝の人権啓発運動を実施</li> <li>・事務室内の相談、連絡体制の見直し・整備</li> <li>・人権啓発ポスター、社会を明るくする運動のぼり旗を事業所内に掲げて啓発</li> <li>・町内で開催される人権啓発研修会への参加</li> </ul>
背 景 ・ 問 題 点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・言葉の使い方、言葉の持つ差別性への認識が不足している。</li> <li>・特定の地域の名称を挙げ、差別発言をしており、被差別部落に対する根拠のない偏見がある。</li> <li>・事業所の責任者が報告を受けたにも関わらず何の対応もしていない。</li> </ul>
今 後 の 取 組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部落差別解消に向けた研修、部落解放文化祭等の人権啓発活動の継続実施</li> <li>・町内事業所に対する啓発活動の強化</li> <li>・町報・HPによる相談窓口の周知、防災無線による周知</li> <li>・今回の案件は、差別的言動をした人に認知症の可能性があったため包括支援センターを設置する高齢者担当課と連携して対応した。今後も事象案件によって、必要な所属と連携しながら課題解決に向かう。</li> </ul>

## 2 鳥取市内の同和地区を問い合わせる電話

発生日時	令和4年10月18日（火） 15時45分頃から6分間程度
発生場所	鳥取市
内 容	<p>○鳥取市の総合支所の代表電話に「同和のことでわかる人に」という電話があったため、市民福祉課に電話を転送し人権教育推進員が対応した。</p> <p>&lt;電話の内容&gt;</p> <p>相手：同和のことを言うのは、今はいけないことだけど、子どもの結婚のことで聞きたい。○○（地名）というところだ。</p> <p>職員：そのようなことはお答えできません。</p> <p>相手：子どもの結婚のことだから、知っておかないといけない。</p> <p>職員：結婚は両性の合意であるものだから、そのようなことはお答えできない。結婚相手の身元を調査することは、プライバシー侵害という許されない人権侵害につながる。</p> <p>相手：だから同和のことを言うのはと、はじめから断って言っているのではないか。他の人に聞けばすぐわかることなのに、どうして教えてくれないのか。</p> <p>職員：そのようなこと（身元調査）をすると、差別がなくならず広がっていくことにつながります。答えることはできません。</p> <p>相手：それなら相手の親が殺人をしていたりしたらどうするのだ。結婚してから、後でわかったらどうする？</p> <p>職員：結婚は本人同士の合意であるもの。生まれや家庭環境で差別することは許されない。</p> <p>相手：結婚ということだぞ。これから身内になるものを知って何が悪い。（このようなことをしゃべった後）一方的に、電話を切った。</p>
対応概要	<p>【令和4年10月18日（火）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対応者が総合支所市民福祉課長に、電話の内容について報告。</li> <li>・同支所市民福祉課から人権推進課に電話で概要の報告。人権推進課から報告書を作成するよう市民福祉課に指示。</li> <li>・市民福祉課長から総合支所支所長に概要の報告。</li> </ul> <p>【令和4年10月19日（水）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支所市民福祉課から人権推進課に概要の報告書が提出される。</li> <li>・人権推進課内で、本件について情報共有と差別事象対応マニュアルの周知を図った。</li> <li>・本件について市長へ報告を行った。</li> </ul>
背 景 ・ 問 題 点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正しい人権意識が身に付いておらず、被差別部落出身者やその関係者とみなされることへの忌避意識が強く残っている。</li> <li>・同和地区を問い合わせる発言のほかに相手の親が殺人をしていたりしたらどうするのだという発言もしており、身内の結婚に関することであれば身元調査などの人権侵害につながる行為を行っても仕方がないという意識が根底にある。</li> </ul>
今 後 の 取 組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・差別事象が発生した場合の対応方針について改めて庁内で確認し共有する。</li> <li>・各総合支所とも情報を共有し、連携して人権啓発の取組を進めていく。</li> <li>・学習会や研修等において、部落差別の問題を取り上げ、啓発していく。</li> <li>・鳥取市人権教育協議会や鳥取市地区人権啓発推進協議会連合会において、引き続き啓発に取り組んでいく</li> </ul>

### 3 被差別部落の方を誹謗中傷する差別手紙

報告日時	令和4年9月22日（木） 11時20分頃から30分間程度
発生場所	鳥取市
内 容	<p>○鳥取市内在住の個人（Aさん）あてに部落差別と思われる文言で、Aさんを誹謗中傷する内容の手紙が届いた。（差出人の名前はなし）          （Aさんが在住地区の同推協の役員に相談され、相談を受けた役員から鳥取市に差別事象として報告があったもの。）</p> <p>（1）手紙の投函日 令和4年9月20日（火）          （2）手紙の内容          老人会で行っている段ボール、新聞等の廃品回収の運搬費用が赤字であるにも関わらず、運搬を行っているAさんが過大に運搬料金を受け取っている。そんなことをするからあちらの人と言われるのだ。          （※Aさんが過大に運搬料金を受け取っているという事実はない。）</p> <p>（3）Aさんから地区の同推協役員への相談 令和4年9月21日（水）          （4）地区同推協役員から鳥取市への報告 令和4年9月22日（木）</p>
対応概要	<p>【9月22日（木）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「被差別部落に関する問合せ対応要領」及び「被差別部落に関する問合せへの対応手順」に基づき、本件に関する対応状況及び今後の対応方針について市長へ報告。</li> <li>・本差別事象について、人権推進課内で情報共有を図るとともに、「被差別部落に関する問合せ対応要領」及び「被差別部落に関する問合せへの対応手順」による差別事象が発生した場合の対応方針について、改めて周知徹底を図った。</li> </ul> <p>【9月26日（月）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本差別事象について、鳥取県人権・同和対策課および部落解放同盟鳥取市協議会に文書にて報告する。</li> </ul>
背 景 ・ 問 題 点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該事象は、高齢者を対象とした地域の任意組織で行われていた廃品回収事業に関連して生じた差別事象である。</li> <li>・この任意組織は令和3年度に解散しており、会員には紙面で、解散する旨と廃品回収事業の収入及び支出に関する報告がなされている。収支は黒字決算で、会員にも清算金が分配され、残預金は廃品回収を受け継いだ団体に承継されている。</li> <li>・地区役員によると、この運搬代は全体の収支からも妥当であると考えられ、会員から不満の声を聞いたことはないとのこと。</li> <li>・自己の解釈で一方向的に「過大すぎる報酬をもらっている」と決めつけ個人を誹謗中傷したうえで、「あちらの人は」と故意に結び付けている</li> <li>・「あちらの人」という表現は、「自分たちとは違う」という排他的な言動であり、差別意識の現れである。</li> <li>・手紙には差出人の記載がなく、相手に反論や批判の機会を与えない卑劣な方法で個人を攻撃している。</li> <li>・個人のプライバシーの保護が図られること、ご本人の思いや意思を十分尊重して対応することが重要であり、地区の学習会においても差別の拡散とならないよう配慮が必要。</li> </ul>
今 後 の 取 組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学習会や研修等において、同和問題を取り上げ啓発するとともに、当該地区が行う学習会等を支援する。</li> <li>・鳥取市人権教育協議会や鳥取市地区人権啓発推進協議会連合会においても、部落差別解消に向けた啓発に引き続き取り組んでいく。</li> </ul>

## 差別事象検討小委員会に報告された部落差別事象の件数

年 度	件 数	差 別 事 象 の 内 容						
		結 婚	就 職	発 言	落 書	投 書	そ の 他	( その他の内容 )
H12	26			14	10	1	1	・ ホームページへの差別文書 (電子メール)
H13	14			9	4	1		
H14	24			5	15	2	2	・ 電話での地区の問い合わせ
H15	26			14	10		2	・ 電話での不動産取引についての問い合わせ
H16	16			3	11		2	・ ホームページの差別文書 (電子メール) ・ 電話での地区の問い合わせ
H17	18				15	1	2	・ 電話での地区出身の問い合わせ ・ 感想文
H18	5			1	4			
H19	14			1	6	1	6	・ 電話による地区の問い合わせ (2件) ・ 同和地区を差別し個人を誹謗する差別文書の配布 (3件) ・ 差別張り紙
H20	7				6		1	・ 土地売買に関する地区の問い合わせ
H21	4			1	3			
H22	11			3	4	1	3	・ 電話による地区の問い合わせ (3件)
H23	7			2	2		3	・ 電話による地区の問い合わせ (2件) ・ 差別文書の送付 (1件)
H24	9			5	3		1	・ 差別文書の送付
H25	4			1	2		1	・ 人権侵害記載封筒の投棄(1件)
H26	3			1	1		1	・ 電話による地区の問い合わせ
H27	2						2	・ 電話による地区の問い合わせ(2件)
H28	4			1	2		1	・ 電話による地区の問い合わせ
H29	6			2	1		3	・ 土地売買に関する地区の問い合わせ ・ 行政ホームページ意見フォームへの書込み (2件)
H30	2						2	・ 電話による差別発言 ・ ホームページ意見フォームへの書込み
R1	2			1			1	・ 電話による地区の問い合わせ
R2	6			1	1		4	・ 電話による地区の問い合わせ (2件) ・ 電話による地区に関する発言 (2件)
R3	2			1			1	・ 電話による地区の問い合わせ
R4	3			1		1	1	・ 電話による地区の問い合わせ
総 計	215	0	0	67	100	8	40	

(注) この資料は、市町村が把握し、県に報告があったものであり、県内で発生した全ての差別事象を記載したものではない。